

賃 貸 借 契 約 書

件 名	用地事務システムに係る機器等の賃貸借									
賃 貸 借 料 総 額					百万			千		円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万			千		円
賃 貸 借 料 月 額					百万			千		円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万			千		円
賃 貸 借 期 間	自 2026年(令和8年)3月1日									
	至 2031年(令和13年)2月28日 (地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)									
賃 貸 借 物 件	仕様書のとおり									
契 約 保 証 金	免除(福山市契約規則第6条第1項第5号)									
そ の 他 の 事 項										

上記の賃貸借について賃借人と賃貸人は、次の条項により賃貸借契約を締結する。その証として本書2通を作成し、賃借人と賃貸人が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

〇〇〇〇年(令和〇年)〇月〇日

賃借人 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

賃貸人 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 賃貸人は、仕様書に掲げる賃貸借物件(以下「物件」という。)を頭書記載の賃貸借期間中、仕様書に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃借料を賃貸人に支払うものとする。

3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間末日までの間をいう。

4 賃貸人は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は賃借人と賃貸人との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人及び賃貸人は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 賃借人及び賃貸人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得たときはこの限りでない。

(機密情報の取扱い)

第4条 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

2 機密情報には、業務を行う上で賃借人が賃貸人に開示し、又は提供する技術上及び業務上の機密性を有する一切の情報が含まれるものとする。これらの情報は、機密性がないと賃借人が特に指定しない限り、機密性を有するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示後、賃貸人の責めによらず公知となった情報
- (3) 開示を受ける以前から既に賃貸人が適正に保有していた情報
- (4) 賃貸人が独自に正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(5) 機密情報から除外することを賃借人が指定した情報

4 賃貸人は、業務を行う上で機密情報を取り扱う場合は、別記「機密保持特記事項」を遵守しなければならない。

5 賃貸人は、契約が完了したとき、賃借人の求めがあったとき、又は業務を行う上で必要がなくなったときには、賃借人の指示により機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還し、又は破棄しなければならない。破棄する場合は、その処理方法等についてあらかじめ賃借人の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 賃貸人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を始めとする個人情報保護に関する法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(物件の搬入、設置及び調整)

第6条 賃貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人の立ち会いの上、賃借人の指定する場所で物件の搬入、設置及び調整作業（以下「作業」という。）を完了し、使用できる状態にした上で、賃借人の使用に供さなければならない。

2 作業に要する費用及び次条の規定による検査を受ける前の物件の滅失、損傷その他の損害については、賃貸人の負担とする。

(検査)

第7条 賃借人は、賃貸人から、前条第1項に規定する作業の完了通知を受理したときは、受理した日から10日以内に仕様書に基づき検査しなければならない。

2 前項の場合は、物件が検査に合格しないときは、賃借人は、賃貸人に対して修補及び調整作業を請求し、又は、修補及び調整作業に代え、物件の交換を請求することができる。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸人は、毎月10日までに前月分の賃借料を、賃借人の指定する手続に従って請求するものとする。

2 賃借人は、前項の請求があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に賃借料を賃貸人に支払うものとする。

3 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合は、日割り計算によって算定するものとする。

(作業の方法等)

第9条 賃借人は、必要があると認める場合は、賃貸人の作業に賃借人の職員を立ち合わせ、又は賃貸人の作業の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 賃貸人は、賃借人の事業所内で作業を行う場合は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業時間は原則として賃借人の定めるものによること。

(2) 電子計算機室内に入室する場合は、事前に入室申請書を提出し、賃借人の許可を得ておくこと。また、入室時には、賃借人の発行する入室許可証を常時着用すること。

(3) 賃貸人の発行する身分証明書を携帯し、賃借人の職員からデータ保護又は防犯上の必要等

に基づく要請があったときは、これを提示すること。

(4) 賃貸人の社名入りネームプレートを着用すること。

(物件の保守)

第10条 物件の保守については、賃貸借を開始した日から1年間は無償とする。

(管理責任)

第11条 賃借人は、物件を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとし、物件の設置場所については、良好な環境を維持するものとする。

2 賃借人の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合は、賃貸人はその賠償を賃借人に請求できるものとする。

(物件の保険)

第12条 賃貸人は、物件に対し、賃貸借期間中継続して賃貸人を被保険者とする動産総合保険に加入し、その費用を負担するものとする。

2 保険事故が発生したときは、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するものとする。

3 賃借人は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、賃借人は、賃貸人に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものではないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

3 第1項本文に規定する場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、賃借人は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 第3項の不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

6 前5項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

7 賃貸人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を賃借人に引き渡した場合にお

いて、賃借人がその不適合を知った時から1年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃借人は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第14条 賃借人は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

(物件の移転等)

第15条 賃借人は、物件の移転を必要とするときは、その旨を事前に賃貸人へ通知し、賃貸人が移転をするものとする。この移転に要した費用は賃借人の負担とする。

2 賃借人は、賃貸人の承諾を得ないで、物件の部品を交換し、又は原形を変えるような行為をしてはならない。

(賃貸借の中止)

第16条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸借の中止内容を賃貸人に通知して、賃貸借の全部又は一部を中止させることができる。

(賃貸人の請求による賃貸借期間の変更)

第17条 賃貸人は、その責めに帰すことができない事由により物件を賃貸借期間の開始する日までに作業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により賃借人に賃貸借期間の変更を請求することができる。

(賃貸借期間の変更方法)

第18条 賃貸借期間の変更については、賃借人と賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(賃借人があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合は、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人が賃貸借期間の変更事由が生じた日(前条の場合にあっては、賃貸人が賃貸借期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

(一般的損害)

第19条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。)については、賃貸人がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 賃貸借を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、賃貸人がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、賃借人の指示、その他賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人がその賠償額を負担する。ただし、賃貸人が賃借人の指示等賃借人の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他賃貸借を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃借人と賃貸人が協力してその処理解決に当たるものとする。

(事故発生時の通知及び報告)

第21条 賃貸人は、この契約の履行に関し事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに賃借人に対して口頭又は電話による通知及びその状況を賃借人に報告し、賃借人の指示に従わなければならない。

(第三者による代理受領)

第22条 賃貸人は、賃借人の承諾を得て賃貸借料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 賃借人は、前項の規定により賃貸人が第三者を代理人とした場合において、賃貸人の提出する支払請求書に当該第三者が賃貸人の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第8条の規定による支払をしなければならない。

(賃貸借期間終了後の処置)

第23条 賃借人は、賃貸借期間が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原形に復して返還するものとする。返還期日は、賃借人と賃貸人が協議して定める。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、賃貸人の負担とする。

3 物件の返還に際して、物件内部に保存されている賃借人所有のデータは、賃貸人が消去する。なお、データ消去に係る費用は本契約の賃貸借料に含まれるものとする。

4 賃借人は、賃貸借期間が終了した後も引き続き機器等を使用する場合は、買取り又は再賃貸借のいずれかを選択できるものとする。買取りにおける物件一式の価格は、賃貸借期間終了時における当該物件の未償却残額に相当する額とし、また、再賃貸借における物件一式の賃貸借料は、本契約における年間の賃貸借料（ソフトウェアを除く）の10分の1とし、賃借人、賃貸人協議の上、別途契約を締結するものとする。

(賃借人の任意解除権)

第24条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定により契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害賠償額については賃借人と賃貸人とが協議してこれを定める。

(賃借人の催告による解除権)

第25条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。

(3) 正当な理由なく、第7条第2項の修補及び調整作業又は第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第26条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (2) 正当な理由なく、物件を賃貸借期間の開始するまでに、賃借人の指定する場所に納入しないとき。
- (3) 賃貸人が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (4) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に権利義務を譲渡したとき。
- (8) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 賃貸人（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第11号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合はその者及びその他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合はその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ アからエのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(10) この契約に関し、賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 賃貸人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次号において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 賃貸人(賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治26年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(11) 排除措置命令又は納付命令が賃貸人でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し賃貸人の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき(前号ア及びイに規定する確定したときをいう。)

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条各号又は前条第1号から第9号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸人の催告による解除権)

第28条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の催告によらない解除権)

第29条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により賃貸借の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。

(2) 第18条第1項の規定により賃貸借期間を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第31条 契約が解除された場合は、第1条第2項に規定する賃借人及び賃貸人の義務は消滅する。

2 賃借人は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、賃貸人が既に賃貸借

を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する賃貸借料（以下「既履行部分賃貸借料」という。）を賃貸人に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分賃貸借料は賃借人と賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

（賃借人の損害賠償請求等）

第32条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
- (2) この契約の物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条又は第26条（第10号及び第11号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 第26条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除されたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は、賃借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条又は第26条（第10号及び第11号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃借料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害金の予定）

第33条 賃借人は、第26条第10号及び第11号の規定によりこの契約を解除することがで

きる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、賃借料の10分の1に相当する金額の損害金を賃借人が指定する期間内に支払うよう賃貸人に請求するものとする。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、賃借人が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。

4 前項の場合において、賃貸人が共同企業体であり、かつ、既に解散しているときは、賃借人は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(賃貸人の損害賠償請求等)

第34条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第2項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第35条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人の賠償金、損害金又は違約金と、賃借人の支払うべき賃貸借料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(特約事項)

第36条 賃借人は表記の賃貸借期間にかかわらず、2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る賃借人の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(契約外の事項)

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人と賃貸人が協議して定める。

機密保持特記事項

（基本的事項）

第1 賃貸人は、この契約書記載の業務を行うに当たり、機密情報の保護の重要性を認識し機密保持を図るため、賃借人から開示される機密情報を適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第2 賃貸人は、従事者（役員、正式社員、契約社員、パート社員、派遣社員、アルバイト社員等をいう。以下同じ。）及び再委託先に対し、その在職中及び退職後も前項の機密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、この特記事項及び賃貸人向け情報セキュリティ遵守事項の内容を遵守させるものとする。当該従事者がこれに違反した場合は、賃貸人がこの特記事項に違反したものとして、その責任を負うものとする。

（賃貸人による具体的措置の実施）

第3 賃貸人は、業務に直接従事する必要がある従事者に対して、業務の履行に必要な限度で賃借人から開示された機密情報を利用させるものとし、賃借人の求めに応じて、当該従事者の名前、実施する業務等を記載したリストを提出しなければならない。

2 賃借人は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合は、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 賃貸人は、機密情報の管理に当たり、当該従事者に対し次の事項を遵守させるとともに、不正利用を防止するための、技術上及び組織上の最善の手段を講じるものとし、賃借人の求めに応じて、関連資料を添えて具体的措置の実施状況を説明するものとする。

(1) 機密情報へアクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定し、アクセスを適切に管理し、その履歴を保存すること。

(2) 機密情報を記録した媒体がコンピュータシステム等の場合は、各人毎のID・パスワード等を適切に管理し、使用させること。

(3) 賃借人の庁舎内で業務を履行する場合は、賃借人が指定する場所で作業を行い、作業の実施及び機密情報を記録・蓄積した媒体の設置及び保管は、同作業所内の施錠等で遮断された保管設備に限定すること。また、作業場所へは、業務に従事するものだけの入退室の許可を賃借人に対して申請するものとし、入退室管理及び作業場所での情報機器等の取扱いについては、賃借人の指示に従うこと。

(4) 賃貸人が自社内で業務を履行する場合の業務を履行するための主たる作業場所については、機密情報を利用した作業の実施及び機密情報を記録した媒体の設置及び保管は、入退室記録等、機密情報の漏洩防止措置が適切に講じられている場所とし、同作業所内に限定すること。なお、同作業場所の特定に際しては、賃借人の書面による事前の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。

(5) 作業場所内においての私物の情報機器（パソコン、デジタルカメラ（携帯電話のカメラ機能含む。）等）の使用は禁止とする。

(6) 賃借人の書面による事前の承諾がない限り、機密情報を複製しないものとし、複製する場

合は、これを機密情報として取扱うとともに、その複製履歴（①複製日時、②複製者の名前、③複製許可の有無（許可者の名前）、④複製情報の内容、⑤複製目的・使途、⑥複製物の保管場所・方法、⑦複製物を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存するものとする。

- (7) 賃借人の書面による事前の承諾がない限り、上記(3)、(4)の作業場所から外に機密情報を持ち出さない（同作業場所の外から電気通信回路等を経由して機密情報へアクセスする場合も含む）ものとし、持ち出す場合は、持出履歴（①持出日時、②持出者の名前、③持出許可の有無（許可者の名前）、④持出情報の内容、⑤持出目的・使途、⑥持出情報の保管場所・方法、⑦持出情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧持出情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存すること。

機密情報を携行する場合は、持出し先での置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、終始自らの管理下に置くこと。

- (8) 機密情報のうち賃借人が極秘である旨を指定した情報については、情報手渡し等、漏えいが発生しない適切な方法で手渡しにより授受するものとし、また、その履歴（①授受日時、②授受者の名前、③授受許可の有無（許可者の名前）、④授受情報の内容、⑤授受目的・使途、⑥授受情報の保管場所・方法、⑦授受情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧授受情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。）を適切に作成し保存すること。

- (9) その他、賃借人が必要に応じて随時指示する事項を適切に実施すること。

- 4 賃貸人は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等をあらかじめ別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合は、利用契約先の情報を賃借人に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合は、賃貸人は賃借人に対して速やかに報告をするものとする。

（賃貸人による指導監督等）

- 第4 賃貸人は、この特記事項の目的を達成するに十分な技術と経験を有する者を情報管理責任者として選任し、必要に応じて随時、賃貸人の従事者及び再委託業者がいる場合は、その従事者による機密情報の取扱い状況を調査確認させ、機密情報の適切な管理のため指導監督させ、この特記事項の内容の遵守を周知徹底させるものとする。

- 2 賃貸人は、この契約に基づく作業に新たに従事する者がいる場合は、作業に従事する前に機密情報の取扱いについての研修を実施するものとし、賃借人に報告の上、作業に従事させるものとする。

- 3 賃貸人は、賃借人の求めに応じて、前項の実施状況について、関連資料を添えて賃借人に対し報告するものとする。

- 4 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸者又は再委託先に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

- 5 賃貸人は、賃貸人及び再委託業者の従事者がこの特記事項の内容に違反した場合又は違反するおそれがある場合は、その内容及び賃貸人の措置を直ちに賃借人に報告するものとする。賃借人は、原因解明及び今後の防止策等の必要な措置を賃貸人に指示できるものとし、賃貸人はこれに従うものとする。

6 賃貸人は、①著作権法（昭和45年法律第48号）、②不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関連法令等を遵守するものとし、必要な措置を講じるものとする。

（賃借人による調査等）

第5 賃借人は、賃貸人による第3（賃貸人による具体的措置の実施）の履行状況を調査・確認するため、いつでも業務の履行に関連する賃貸人及び再委託作業者の作業場所及び事務所等に立ち入り、機密情報の管理体制及び関連資料を調査することができるものとする。賃借人による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC 27001等）の取得等の確認を行うことができる。

2 賃借人が、賃貸人及び再委託作業者の従事者による機密情報の管理状況を不適切と判断し、その旨を賃貸人に通知した場合は、賃貸人は速やかに適切な措置を講じ、その結果を賃借人に報告するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第6 賃借人は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託先により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第7 賃借人は、本契約に係る賃貸人の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。賃貸人はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第8 賃借人は、賃貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

賃貸人向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、賃貸人が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 賃借人が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、次の対応を行わなければならない。

- 1 賃借人の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に賃借人に連絡すること。

(ノートPCの持出しについて)

第3 ノートPCの持出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持出し前及び持帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密情報を保持したノートPCを保持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持帰り時は残さず削除すること。

(書類を含む情報の持出しについて)

第4 書類を含む情報の持出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取扱いを確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合は、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を G o o g l e マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の E v e r n o t e / G o o g l e D o c s / S k y d r i v e への保存
- ・現場写真を F l i c k r (写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内のURL等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 貸貸人は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 貸貸人は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 貸貸人は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 貸貸人は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特定個人情報の適正管理に係る届出）

第6 貸貸人は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合は、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により貸借人に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（従事者への周知及び監督）

第7 貸貸人は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第8 貸貸人は、貸借人の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他貸借人が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第9 貸貸人は、貸借人の承諾があるときを除き、業務を行うために貸借人から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託に当たっての留意事項）

第10 貸貸人は、貸借人の書面による承諾を得て業務を第三者に委託（貸貸人の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託」という。）をする場合は、再委託先に対し、貸借人及び貸貸人と同様の

安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第11 貸貸人は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先の特定個人情報の適正管理に係る届出)

第12 貸貸人は、再委託をする業務が個人番号利用事務等である場合は、再委託先の組織体制及び特定個人情報取扱従業者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により賃借人に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第13 貸貸人は、再委託をする場合は、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、賃借人から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14 貸貸人は、業務を行うために賃借人から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、賃借人の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第15 賃借人は、必要があると認めるときは、貸貸人又は再委託先に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第16 貸貸人は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託先により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに賃借人に報告し、賃借人の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第17 賃借人は、貸貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、貸貸人が負担するものとする。

賃 貸 借 契 約 書

件 名	用地事務システムに係る機器等の賃貸借										
賃 貸 借 料 総 額					百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万			千			円
賃 貸 借 料 月 額					百万			千			円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万			千			円
賃 貸 借 期 間	自 2026年(令和8年)3月1日										
	至 2031年(令和13年)2月28日 (民法第537条の規定による三者間契約)										
賃 貸 借 物 件	仕様書のとおり										
契 約 保 証 金	免除(福山市契約規則第6条第1項第5号)										
そ の 他 の 事 項											

上記の賃貸借について賃借人(発注者)、受注者及び賃貸人は、次の条項により賃貸借契約を締結する。その証として本書3通を作成し、賃借人(発注者)、受注者及び賃貸人が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

〇〇〇〇年(令和〇年)〇月〇日

賃借人(発注者) 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

受注者 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

賃貸人 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

(総則)

第1条 賃借人（発注者）、受注者及び賃貸人は、この契約書に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、賃貸人をして賃貸人の所有する賃貸借物件（以下「物件」という。）を頭書記載の賃貸借期間中、仕様書に従い賃借人（発注者）に賃貸するものとし、賃借人（発注者）は、その賃借料を賃貸人に支払うものとする。

3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間末日までの間をいう。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は賃借人（発注者）と賃貸人との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して賃借人（発注者）と受注者及び賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人（発注者）の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、賃借人（発注者）、受注者及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人（発注者）、受注者及び賃貸人は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 賃借人（発注者）、受注者及び賃貸人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 受注者及び賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人（発注者）の承諾を得たときはこの限りでない。

(機密情報の取扱い)

第4条 受注者及び賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

2 機密情報には、業務を行う上で賃借人（発注者）が受注者及び賃貸人に開示し、又は提供する技術上及び業務上の機密性を有する一切の情報が含まれるものとする。これらの情報は、機密性がないと賃借人（発注者）が特に指定しない限り、機密性を有するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 開示後、受注者及び賃貸人の責によらず公知となった情報
- (3) 開示を受ける以前から既に受注者及び賃貸人が適正に保有していた情報
- (4) 受注者及び賃貸人が独自に正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (5) 機密情報から除外することを賃借人（発注者）が指定した情報

4 受注者及び賃貸人は、業務を行う上で機密情報を取り扱う場合は、別記「機密保持特記事項」を遵守しなければならない。

5 受注者及び賃貸人は、契約が完了したとき賃借人（発注者）の求めがあったとき、又は業務を行う上で必要がなくなったときには、賃借人（発注者）の指示により機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還し、又は破棄しなければならない。破棄する場合は、その処理方法等についてあらかじめ賃借人（発注者）の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

（個人情報保護）

第5条 受注者及び賃貸人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を始めとする個人情報保護に関する法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受注者及び賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

（物件の搬入、設置及び調整）

第6条 賃貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人（発注者）の立ち会いの上、賃借人（発注者）の指定する場所で物件の搬入、設置及び調整作業（以下「作業」という。）を完了し、使用できる状態にした上で、賃借人（発注者）の使用に供さなければならない。

2 作業に要する費用及び次条の規定による検査を受ける前の物件の滅失、損傷その他の損害については、賃貸人の負担とする。

（検査）

第7条 賃借人（発注者）は、賃貸人から、前条第1項に規定する作業の完了通知を受理したときは、受理した日から10日以内に仕様書に基づき検査しなければならない。

2 前項の場合は、物件が検査に合格しないときは、賃借人（発注者）は、受注者に対して修補及び調整作業を請求し、又は、修補及び調整作業に代え、物件の交換を請求することができる。

（賃貸借料の支払）

第8条 賃貸人は、毎月10日までに前月分の賃借料を、賃借人（発注者）の指定する手続に従って請求するものとする。

2 賃借人（発注者）は、前項の請求があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に賃借料を賃貸人に支払うものとする。

3 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合は、日割り計算によって算定するものとする。

（作業の方法等）

第9条 賃借人（発注者）は、必要があると認める場合は、受注者及び賃貸人の作業に賃借人（発

注者)の職員を立ち合わせ、又は受注者及び賃貸人の作業の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 受注者及び賃貸人は、賃借人(発注者)の事業所内で作業を行う場合は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業時間は原則として賃借人(発注者)の定めるものによること。

(2) 電子計算機室内に入室する場合は、事前に入室申請書を提出し、賃借人(発注者)の許可を得ておくこと。また、入室時には、賃借人(発注者)の発行する入室許可証を常時着用すること。

(3) 受注者及び賃貸人の発行する身分証明書を携帯し、賃借人(発注者)の職員からデータ保護又は防犯上の必要等に基づく要請があったときは、これを提示すること。

(4) 受注者及び賃貸人の社名入りネームプレートを着用すること。

(物件の保守)

第10条 物件の保守については、賃貸借を開始した日から1年間は無償とする。

(管理責任)

第11条 賃借人(発注者)は、物件を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとし、物件の設置場所については、良好な環境を維持するものとする。

2 賃借人(発注者)の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合は、賃貸人はその賠償を賃借人(発注者)に請求できるものとする。

(物件の保険)

第12条 賃貸人は、物件に対し、賃貸借期間中継続して賃貸人を被保険者とする動産総合保険に加入し、その費用を負担するものとする。

2 保険事故が発生したときは、賃借人(発注者)は直ちにその旨を受注者及び賃貸人に通知するものとする。

3 賃借人(発注者)は、保険事故により保険会社から賃貸人に支払われた保険金の限度内において、賃貸人に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、賃借人(発注者)は、受注者及び賃貸人に対し、物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者及び賃貸人は、賃借人(発注者)に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人(発注者)が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が賃借人(発注者)の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人(発注者)は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

3 第1項に規定する場合において、賃借人(発注者)が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人(発注者)は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、賃借人(発注者)は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者及び賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者及び賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人（発注者）が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 第3項の不適合が賃借人（発注者）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人（発注者）は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。
- 6 前5項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 7 受注者及び賃貸人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を賃借人（発注者）に引き渡した場合において、賃借人（発注者）がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者及び賃貸人に通知しないときは、賃借人（発注者）は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者及び賃貸人が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（転貸の禁止）

第14条 賃借人（発注者）は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

（物件の移転等）

第15条 賃借人（発注者）は、物件の移転を必要とするときは、その旨を事前に受注者及び賃貸人へ通知し、受注者及び賃貸人が移転をするものとする。この移転に要した費用は賃借人（発注者）の負担とする。

2 賃借人（発注者）は、受注者及び賃貸人の承諾を得ないで、物件の部品を交換し、又は原形を変えるような行為をしてはならない。

（賃貸借の中止）

第16条 賃借人（発注者）は、必要があると認めるときは、賃貸借の中止内容を受注者及び賃貸人に通知して、賃貸借の全部又は一部を中止させることができる。

（受注者及び賃貸人の請求による賃貸借期間の変更）

第17条 受注者及び賃貸人は、その責に帰すことができない事由により物件を賃貸借期間の開始する日までに作業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により賃借人（発注者）に賃貸借期間の変更を請求することができる。

（賃貸借期間の変更方法）

第18条 賃貸借期間の変更については、賃借人（発注者）と受注者及び賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（賃借人（発注者）があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、賃借人（発注者）が定め、受注者及び賃貸人に通知する。

2 前項の協議開始の日については、賃借人（発注者）が受注者及び賃貸人の意見を聴いて定め、受注者及び賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人（発注者）が賃貸借期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあつては、賃借人（発注者）が賃貸借期間の変更の請求を受けた日）

から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者及び賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人（発注者）に通知することができる。

（一般的損害）

第19条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受注者及び賃貸人がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借人（発注者）の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人（発注者）が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第20条 賃貸借を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者及び賃貸人がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、賃借人（発注者）の指示、その他賃借人（発注者）の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人（発注者）がその賠償額を負担する。ただし、賃貸人が賃借人（発注者）の指示等賃借人（発注者）の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他賃貸借を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃借人（発注者）と受注者及び賃貸人が協力してその処理解決に当たるものとする。

（事故発生時の通知及び報告）

第21条 受注者及び賃貸人は、この契約の履行に関し事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに賃借人（発注者）に対して口頭又は電話による通知及びその状況を賃借人（発注者）に報告し、賃借人（発注者）の指示に従わなければならない。

（第三者による代理受領）

第22条 賃貸人は、賃借人（発注者）の承諾を得て賃貸借料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 賃借人（発注者）は、前項の規定により賃貸人が第三者を代理人とした場合において、賃貸人の提出する支払請求書に当該第三者が賃貸人の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第8条の規定による支払をしなければならない。

（賃貸借期間終了後の処置）

第23条 賃借人（発注者）は、賃貸借期間が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原形に復して返還するものとする。返還期日は、賃借人（発注者）と賃貸人が協議して定める。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、受注者及び賃貸人の負担とする。

3 物件の返還に際して、物件内部に保存されている賃借人（発注者）所有のデータは、受注者及び賃貸人が消去する。なお、データ消去に係る費用は本契約の賃貸借料に含まれるものとする。

4 賃借人（発注者）は、賃貸借期間が終了した後も引き続き機器等を使用する場合は、買取り又は再賃貸借のいずれかを選択できるものとする。買取りにおける物件一式の価格は、賃貸借期間終了時における当該物件の未償却残額に相当する額とし、また、再賃貸借における物件一式の賃貸借料は、本契約における年間の賃貸借料（ソフトウェアを除く）の10分の1とし、賃借人（発注者）、受注者及び賃貸人協議の上、別途契約を締結するものとする。

5 前項の再賃貸借における賃貸借物件の返還に際しては、第1項から第3項の規定を準用する。

(賃借人(発注者)の任意解除権)

第24条 賃借人(発注者)は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人(発注者)は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者及び賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害賠償額については賃借人(発注者)と受注者及び賃貸人とが協議してこれを定める。

(賃借人(発注者)の催告による解除権)

第25条 賃借人(発注者)は、受注者及び賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条第2項の修補及び調整作業又は第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人(発注者)の催告によらない解除権)

第26条 賃借人(発注者)は、受注者及び賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反してこの契約による権利を譲渡したとき。
- (2) この契約の物件を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者及び賃貸人が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (4) 受注者及び賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者及び賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者及び賃貸人が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者及び賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人(発注者)が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に権利義務を譲渡したとき。
- (8) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者及び賃貸人(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第11号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（受注者及び賃貸人が個人である場合はその者及びその他経営に実質的に関与している者を、受注者及び賃貸人が法人である場合はその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であると知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められているとき。
- オ アからエのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者及び賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、賃借人（発注者）が受注者及び賃貸人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者及び賃貸人がこれに従わなかったとき。
- (10) この契約に関し、受注者及び賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
- ア 受注者及び賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 受注者及び賃貸人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 受注者及び賃貸人（受注者及び賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治26年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- (11) 排除措置命令又は納付命令が受注者及び賃貸人でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者及び賃貸人の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。
- （賃借人（発注者）の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条各号又は前条第1号から第9号に定める場合が賃借人（発注者）の責めに帰

すべき事由によるものであるときは、賃借人（発注者）は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者及び賃貸人の催告による解除権）

第28条 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者及び賃貸人の催告によらない解除権）

第29条 受注者及び賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により賃貸借の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

(2) 第18条第1項の規定により賃貸借期間を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。

（受注者及び賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受注者及び賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者及び賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第31条 契約が解除された場合は、第1条第2項に規定する賃借人（発注者）及び受注者及び賃貸人の義務は消滅する。

2 賃借人（発注者）は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に賃貸借を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する賃貸借料（以下「既履行部分賃貸借料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分賃貸借料は賃借人（発注者）と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、賃借人（発注者）が定め、受注者に通知する。

（賃借人（発注者）の損害賠償請求等）

第32条 賃借人（発注者）は、受注者及び賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。

(2) この契約の物件に契約不適合があるとき。

(3) 第25条又は第26条（第10号及び第11号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 第26条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除されたとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者及び賃貸人は、賃

借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人（発注者）の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第25条又は第26条（第10号及び第11号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者及び賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は受注者及び賃貸人の責めに帰すべき事由によって受注者及び賃貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者及び賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者及び賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者及び賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者及び賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、賃借人（発注者）が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃借料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人（発注者）は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害金の予定）

第33条 賃借人（発注者）は、第26条第10号及び第11号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、賃借料総額の10分の1に相当する金額の損害金を賃借人（発注者）が指定する期間内に支払うよう受注者及び賃貸人に請求するものとする。

2 前項の規定は、賃借人（発注者）に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、賃借人（発注者）が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。

4 前項の場合において、受注者及び賃貸人が共同企業体であり、かつ、既に解散しているときは、賃借人（発注者）は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

（受注者及び賃貸人の損害賠償請求等）

第34条 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人（発注者）の責めに帰することができない事由

によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第2項の規定による賃借料の支払が遅れた場合においては、受注者及び賃貸人は、賃借料総額から月毎の賃貸借完了部分に係る賃借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人（発注者）に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第35条 賃借人（発注者）は、この契約に基づく受注者及び賃貸人の賠償金、損害金又は違約金と、賃借人（発注者）の支払うべき賃借料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（特約事項）

第36条 賃借人（発注者）は表記の賃貸借期間にかかわらず、2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る賃借人（発注者）の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者及び賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人（発注者）に請求することができる。

（契約外の事項）

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人（発注者）と受注者が協議して定める。

別記 （第4条関係）

機密保持特記事項

（基本的事項）

第1 受注者及び賃貸人は、この契約書記載の業務を行うに当たり、機密情報の保護の重要性を認識し機密保持を図るため、賃借人（発注者）から開示される機密情報を適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第2 受注者及び賃貸人は、従事者（役員、正式社員、契約社員、パート社員、派遣社員、アルバイト社員等をいう。以下同じ。）及び再委託先に対し、その在職中及び退職後も前項の機密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、この特記事項及び受注者及び賃貸人向け情報セキュリティ遵守事項の内容を遵守させるものとする。当該従事者がこれに違反した場合は、受注者及び賃貸人がこの特記事項に違反したものとして、その責任を負うものとする。

（受注者及び賃貸人による具体的措置の実施）

第3 受注者及び賃貸人は、業務に直接従事する必要がある従事者に対して、業務の履行に必要な限度で賃借人（発注者）から開示された機密情報を利用させるものとし、賃借人（発注者）の求めに応じて、当該従事者の名前、実施する業務等を記載したリストを提出しなければならない。

2 受注者及び賃貸人は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合は、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者及び賃貸人は、機密情報の管理に当たり、当該従事者に対し次の事項を遵守させるとともに、不正利用を防止するための、技術上及び組織上の最善の手段を講じるものとし、賃借人（発注者）の求めに応じて、関連資料を添えて具体的措置の実施状況を説明するものとする。

(1) 機密情報へアクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定し、アクセスを適切に管理し、その履歴を保存すること。

(2) 機密情報を記録した媒体がコンピュータシステム等の場合は、各人毎のID・パスワード等を適切に管理し、使用させること。

(3) 賃借人（発注者）の庁舎内で業務を履行する場合は、賃借人（発注者）が指定する場所で作業を行い、作業の実施及び機密情報を記録・蓄積した媒体の設置及び保管は、同作業所内の施錠等で遮断された保管設備に限定すること。また、作業場所へは、業務に従事するものだけの入退室の許可を賃借人（発注者）に対して申請するものとし、入退室管理及び作業場所での情報機器等の取扱いについては、賃借人（発注者）の指示に従うこと。

(4) 受注者及び賃貸人が自社内で業務を履行する場合の業務を履行するための主たる作業場所については、機密情報を利用した作業の実施及び機密情報を記録した媒体の設置及び保管は、入退室記録等、機密情報の漏洩防止措置が適切に講じられている場所とし、同作業所内に限定すること。なお、同作業場所の特定に際しては、賃借人（発注者）の書面による事前の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。

(5) 作業場所内においての私物の情報機器（パソコン、デジタルカメラ（携帯電話のカメラ機

能含む。)等)の使用は禁止とする。

- (6) 賃借人(発注者)の書面による事前の承諾がない限り、機密情報を複製しないものとし、複製する場合は、これを機密情報として取扱うとともに、その複製履歴(①複製日時、②複製者の名前、③複製許可の有無(許可者の名前)、④複製情報の内容、⑤複製目的・使途、⑥複製物の保管場所・方法、⑦複製物を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。)を適切に作成し保存するものとする。
- (7) 賃借人(発注者)の書面による事前の承諾がない限り、上記(3)、(4)の作業場所から外に機密情報を持ち出さない(同作業場所の外から電気通信回路等を経由して機密情報へアクセスする場合も含む)ものとし、持ち出す場合は、持出履歴(①持出日時、②持出者の名前、③持出許可の有無(許可者の名前)、④持出情報の内容、⑤持出目的・使途、⑥持出情報の保管場所・方法、⑦持出情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧持出情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。)を適切に作成し保存すること。

機密情報を携行する場合は、持出し先での置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、終始自らの管理下に置くこと。

- (8) 機密情報のうち賃借人(発注者)が極秘である旨を指定した情報については、情報手渡し等、漏えいが発生しない適切な方法で手渡しにより授受するものとし、また、その履歴(①授受日時、②授受者の名前、③授受許可の有無(許可者の名前)、④授受情報の内容、⑤授受目的・使途、⑥授受情報の保管場所・方法、⑦授受情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧授受情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料等を含む。)を適切に作成し保存すること。

- (9) その他、賃借人(発注者)が必要に応じて随時指示する事項を適切に実施すること。

- 4 受注者及び賃貸人は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等をあらかじめ別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合は、利用契約先の情報を賃借人(発注者)に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合は、受注者及び賃貸人は賃借人(発注者)に対して速やかに報告をするものとする。

(受注者及び賃貸人による指導監督等)

- 第4 受注者及び賃貸人は、この特記事項の目的を達成するに十分な技術と経験を有する者を情報管理責任者として選任し、必要に応じて随時、受注者及び賃貸人の従事者及び再委託作業者がいる場合は、その従事者による機密情報の取扱い状況を調査確認させ、機密情報の適切な管理のため指導監督させ、この特記事項の内容の遵守を周知徹底させるものとする。

- 2 受注者及び賃貸人は、この契約に基づく作業に新たに従事する者がいる場合は、作業に従事する前に機密情報の取扱いについての研修を実施するものとし、賃借人(発注者)に報告の上、作業に従事させるものとする。

- 3 受注者及び賃貸人は、賃借人(発注者)の求めに応じて、前項の実施状況について、関連資料を添えて賃借人(発注者)に対し報告するものとする。

- 4 賃借人(発注者)は、必要があると認めるときは、受注者及び賃貸者又は再委託先に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求

めることができる。

5 受注者及び賃貸人は、受注者及び賃貸人及び再委託作業者の従事者がこの特記事項の内容に違反した場合又は違反するおそれがある場合は、その内容及び受注者及び賃貸人の措置を直ちに賃借人（発注者）に報告するものとする。賃借人（発注者）は、原因解明及び今後の防止策等の必要な措置を受注者及び賃貸人に指示できるものとし、受注者及び賃貸人はこれに従うものとする。

6 受注者及び賃貸人は、①著作権法（昭和45年法律第48号）、②不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関連法令等を遵守するものとし、必要な措置を講じるものとする。

（賃借人（発注者）による調査等）

第5 賃借人（発注者）は、受注者及び賃貸人による第3（受注者及び賃貸人による具体的措置の実施）の履行状況を調査・確認するため、いつでも業務の履行に関連する受注者及び賃貸人及び再委託作業者の作業場所及び事務所等に立ち入り、機密情報の管理体制及び関連資料を調査することができるものとする。賃借人（発注者）による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認を行うことができる。

2 賃借人（発注者）が、受注者及び賃貸人及び再委託作業者の従事者による機密情報の管理状況を不適切と判断し、その旨を受注者及び賃貸人に通知した場合は、受注者及び賃貸人は速やかに適切な措置を講じ、その結果を賃借人（発注者）に報告するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第6 賃借人（発注者）は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託先により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第7 賃借人（発注者）は、本契約に係る受注者及び賃貸人の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第8 賃借人（発注者）は、受注者及び賃貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

受注者及び賃貸人向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受注者及び賃貸人が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 賃借人（発注者）が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、次の対応を行わなければならない。

- 1 賃借人（発注者）の窓口に連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に賃借人（発注者）に連絡すること。

(ノートPCの持出しについて)

第3 ノートPCの持出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持出し前及び持帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密情報を保持したノートPCを保持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持帰り時は残さず削除すること。

(書類を含む情報の持出しについて)

第4 書類を含む情報の持出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、目的外の場所への立寄り禁止とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取扱いを確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合は、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

別記 （第5条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者及び賃貸人は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者及び賃貸人は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者及び賃貸人は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者及び賃貸人は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特定個人情報の適正管理に係る届出）

第6 受注者及び賃貸人は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合は、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により賃借人（発注者）に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（従事者への周知及び監督）

第7 受注者及び賃貸人は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第8 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他賃借人（発注者）が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第9 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）の承諾があるときを除き、業務を行うために賃借人（発注者）から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託に当たっての留意事項)

第10 受注者及び賃貸人は、賃借人（発注者）の書面による承諾を得て業務を第三者に委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託」という。）をする場合は、再委託先に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第11 受注者及び賃貸人は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先の特定個人情報の適正管理に係る届出)

第12 受注者及び賃貸人は、再委託をする業務が個人番号利用事務等である場合は、再委託先の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により賃借人（発注者）に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第13 受注者及び賃貸人は、再委託をする場合は、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、賃借人（発注者）から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14 受注者及び賃貸人は、業務を行うために賃借人（発注者）から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、賃借人（発注者）の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第15 賃借人（発注者）は、必要があると認めるときは、受注者及び賃貸人又は再委託先に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第16 受注者及び賃貸人は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託先により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに賃借人（発注者）に報告し、賃借人（発注者）の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第17 賃借人（発注者）は、受注者及び賃貸人が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者と賃貸人が負担するものとする。